熊本県公報

第１２３４６号
平成26年8月29日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

告　　示
○平成２６年９月県議会定例会の招集……（財政課）　2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（苓北町加入区）
……（団体支援課）　2
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　2
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　2
○指定居宅サービス事業者の指定……（　〃　）　2
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○指定居宅サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○指定居宅サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○指定居宅介護支援事業者の指定……（　〃　）　4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定……（社会福祉課）　4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（砂防課）　4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定……（社会福祉課）　12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……（　〃　）　12
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正
……（県政情報文書課）　13
○定数漁業の許可申請期間……（水産振興課）　13
○公有水面埋立免許……（河川課）　13
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　19
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　20
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　20
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　20
公　　告
○都市計画法による開発行為工事完了公告……（建築課）　21
○都市計画法による開発行為工事完了公告……（　〃　）　21
○都市計画法による開発行為工事完了公告……（　〃　）　21
○保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛所不分明者に
係る当該通知の掲示……（森林保全課）　21
○公共測量の実施……（監理課）　22
○熊本県営住宅の指定管理者の募集……（住宅課）　22
○土地改良区役員の退任及び就任……（農村計画課）　24
○土地改良区役員の退任及び就任……（　〃　）　24
○土地改良区役員の退任及び就任……（　〃　）　25
○農用地利用配分計画の申請……（農地・農業振興課）　25
○都市計画法による開発行為工事完了公告……（建築課）　26
○建築基準法第４８条第１４項の規定による公開による意見の
聴取……（　〃　）　26
○公の施設における指定管理者の募集（熊本県環境センター）
……（環境立県推進課）　26
○公共測量の実施……（監理課）　28
登　載　依　頼
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（選挙管理委員会）　28
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　29
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　30
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　31
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　31
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　31

○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに係る落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）　31
○熊本県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・（警察本部会計課）　32
○熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（警察本部鑑識課）　39

告　　示

熊本県告示第８４３号

平成２６年９月１１日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県告示第８４４号

漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和２７年政令第６８号）第５条第１項の規定による事前の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　加入区の名称
　苓北町加入区
２　発起人の住所及び氏名
　天草郡苓北町富岡３１１１番地　柗野　重幸
　天草郡苓北町白木尾２６７番地　田嶋　正
　天草郡苓北町富岡３０３０番地１　福島　築廣
３　法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合
　天草漁業協同組合
４　縦覧期間
　平成２６年８月２９日から平成２６年９月１２日まで
５　縦覧場所
　天草漁業協同組合

熊本県告示第８４５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	ヘルパーステーションみやび	玉名市天水町小天９２７７番地３	平成２６年９月１日	訪問介護

熊本県告示第８４６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷	ヘルパーステーションみやび	玉名市天水町小天９２７７番地３	平成２６年９月１日	介護予防訪問介護

熊本県告示第８４７号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。
平成２６年８月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山鹿ヘルスケアセンター	ハートケアこもれび	山鹿市山鹿１００－１０	平成２６年９月１日	訪問介護

熊本県告示第８４８号
介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。
平成２６年８月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山鹿ヘルスケアセンター	ハートケアこもれび	山鹿市山鹿１００－１０	平成２６年９月１日	介護予防訪問介護

熊本県告示第８４９号
介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。
平成２６年８月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アジム	デイサービスもも	菊池市出田２６３０番地１	平成２６年９月１日	通所介護

熊本県告示第８５０号
介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。
平成２６年８月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アジム	デイサービスもも	菊池市出田２６３０番地１	平成２６年９月１日	介護予防通所介護

熊本県告示第８５１号
介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。
平成２６年８月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団坂梨会	デイサービスセンター宝泉郷	阿蘇市内牧字宝仙向１１５８番地１	平成２６年９月１日	通所介護

熊本県告示第８５２号
介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団坂梨会	デイサービスセンター宝泉郷	阿蘇市内牧字宝仙向１１５８番地１	平成２６年９月１日	介護予防通所介護

熊本県告示第８５３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第８５条の規定により公示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団仁水会	居宅介護支援事業所　まつばせ	宇城市松橋町曲野３４７５番地の４	平成２６年９月１日	居宅介護支援

熊本県告示第８５４号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第４９条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第５５条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
千綿　祐策	ちわた整骨院	葦北郡芦北町湯浦２３３番地４４	平成２６年６月３０日

熊本県告示第８５５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第６条第１項及び第８条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　福山川（２０６－１－００７）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流

(4)　土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第８４号。以下「政令」という。）第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

２　石尾川３（２０６－１－００８）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3　石尾川２（２０６－１－００９）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4　石尾川（２０６－１－０１０）
(1)　土砂災害警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

5　小椎木川２（２０６－１－０１１）
(1)　土砂災害警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

6　小椎木川３（２０６－１－０１２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

7　小椎木川（２０６－１－０１３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

8　三蔵川（２０６－１－０１８）
(1)　土砂災害警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

9　京塚１（２０６－２－００７）
(1)　土砂災害警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１０　京塚２（２０６－２－００８）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１１　川床（２０６－２－００９）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１２　三蔵川２（２０６－２－０１２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１３　石ノ尾（石尾）－１（２０６－１－００１－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１４　石ノ尾（石尾）－２（２０６－１－００１－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１５　経塚（２０６－１－００２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１６　川床（２０６－１－００４）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１７　出目（２０６－１－００５）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１８　経塚（経塚３）－１（２０６－１－００６－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
１９　経塚（経塚３）－２（２０６－１－００６－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２０　経塚（経塚３）－３（２０６－１－００６－３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２１　経塚（経塚３）－４（２０６－１－００６－４）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２２　月田２－１（２０６－１－００７－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２３　月田２－２（２０６－１－００７－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２４　月田２－３（２０６－１－００７－３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２５　青木－１（２０６－１－０１２－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市青木
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２６　青木－２（２０６－１－０１２－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市青木
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２７　青木－３（２０６－１－０１２－３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市青木
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２８　鶴ノ口（溝上１）－１（２０６－１－０１３－１）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市溝上
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

２９　鶴ノ口（溝上１）－２（２０６－１－０１３－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市溝上
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３０　鶴口（月田３）－１（２０６－１－０１７－１）
(1)　土砂災害警戒区域の所在地
　　玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３１　鶴口（月田３）－２（２０６－１－０１７－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市月田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３２　経塚１（２０６－２－００１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３３　川床１（２０６－２－００２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３４　川床２（２０６－２－００３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３５　川床３－１（２０６－２－００４－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３６　川床３－２（２０６－２－００４－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３７　川床４（２０６－２－００５）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市三ツ川
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３８　川床６－１（２０６－２－００６－１）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

３９　川床６－２（２０６－２－００６－２）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４０　川床６－３（２０６－２－００６－３）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４１　川床７（２０６－２－００７）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市箱谷
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４２　横畠１（２０６－２－０１４）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市青木
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４３　横畠２（２０６－２－０１５）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市青木
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４４　鶴口１（溝上２）（２０６－２－０１６）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市溝上
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４５　鶴口３（溝上３）（２０６－２－０１８）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市溝上
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４６　鶴口４（溝上４）（２０６－２－０１９）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市溝上
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４７　大高野（２０６－２－１００）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４８　経塚２（２０６－２－１０２）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

４９　京塚（２０６－１００９）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市三ツ川

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

５０　溝上（２０６－１０１０）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
　　玉名市溝上

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
　　次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
　　次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第８５６号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第４９条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第５５条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第５５条の３の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（調剤）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大津ごふく薬局	菊池郡大津町室９２５―５	平成２６年７月１日

熊本県告示第８５７号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第５０条の２の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第５５条の３の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（調剤）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ＤＩ薬局　大津店	菊池郡大津町室９２５―５	平成２６年７月１日

熊本県告示第８５８号

平成２６年３月１８日熊本県告示第２１６号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

表熊本県ジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会の項中「熊本県ジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会」を「グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会」に改める。

表熊本県職員採用候補者選考試験（技術職員）の項中「産業技術センター総務企画室」を「産業技術センター」に改める。

表主任計量者試験の項中「産業技術センター計量検定部」を「産業技術センター」に改める。

表熊本県非常勤職員採用試験（介護職員処遇改善加算適正化事業管理嘱託員）の項を削る。

表熊本県非常勤職員採用試験（訪問看護推進体制整備支援事業補助嘱託職員）の項を削る。

表熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館労働相談員）の項中「熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館労働相談員）」を「熊本県非常勤職員採用試験（労働相談員）」に、「１次試験不合格者に対しては１次試験の得点及び順位、２次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「総合得点及び総合順位」に改める。

表熊本県非常勤職員採用試験（環境保全型農業関係事務嘱託員）の項を削る。

熊本県告示第８５９号

熊本県漁業調整規則（昭和４０年熊本県規則第１８号の２）第８条第２項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同規則第８条第３項の規定により公示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁　業　名　称	漁　業　種　類	操　業　区　域
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海

２　申請期間

平成２６年８月２９日から平成２６年９月４日まで

熊本県告示第８６０号

公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）第２条第１項の規定により次のとおり免許したので、同法第１１条の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　埋立免許年月日

平成２６年８月２１日

２　出願者の住所及び氏名

（１）　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

道路管理者　熊本県　代表者　熊本県知事　蒲島郁夫

（２）　八代市松江城町１番２５号

八代市　代表者　八代市長　中村博生

３　埋立区域

（１）　位置

（一工区）

葦北郡芦北町大字井牟田字椋野２３２の３に隣接する道路の地先、同町大字井牟田字椋野２３３の２、２３２の２、２３１の５、２３１の２、２２０の１、２１６の１及び２１６の４並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路及び無番地の地先、同町大字井牟田字野崎１８２の１及び１８１の地先、同町大字井牟田字野崎１８０の１、

１７８の２、１７８の１、１６８の１、１６５の２及び１５２の１並びにこれらの区域に隣接介在する道路に隣接する無番地の地先並びに同町大字井牟田字野崎１５２の２、１３１の３、１３１の１、１３０、１２９、１１７の２、１１８の２、１１８の３、１１８の１及び１１８の４並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路の地先の公有水面

（二工区）

八代市二見洲口町字トヤノ脇８７１の２、８７１の１、又８７５、８７５の１、８７７の１、８７８の３、８７３の５、８７８の１、８８３の１、又８８４、８８６の２、８８７の１、８８８の１、８８９の１、９０３の２及び８８９の２並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路の地先、同町字トヤノ脇９０７の４、９１３の４及び８１４の５並びにこれらの区域に介在する道路の地先並びに同町字明神田９７７の２の地先の公有水面

（三工区）

八代市二見洲口町字明神田９７７の２、９７９の２、９８１の２、９８３の２、９８５の２、９８７の２、９８８の２、９８９の１、９９０の１、９９２の１、１００７、１００８の１、１００９の１、１０１１の２、１０１２の１、１０４３の２、１０４６の２、１０４７の２、１０５３の２、１０５４、１０５８の３、１０５７、１０６０及び１０６１の２並びにこれらの区域に介在する道路及び水路の地先の公有水面

（２）　区域

（一工区）

次の地点のうち、１の地点と２の地点とを直線で結んだ線、２の地点から１０３の地点までを順次直線で結んだ線、１０３の地点と３６２の地点とを直線で結んだ線及び３６２の地点と１の地点とを結ぶ平成２５年秋分の日の満潮位（ＤＬ＋３．８４メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

１の地点　基点（四等三角点・野添（北緯３２度２３分２０．６８８３秒、東経１３０度３０分５１．８５６４秒の地点）をいう。以下同じ。）から４５度３４分５０秒　２８４６．０８３メートルの地点

２の地点　１の地点から３３６度１５分０３秒　１２．５１７メートルの地点
３の地点　２の地点から６３度１３分４０秒　１９．９１１メートルの地点
４の地点　３の地点から６４度４４分４４秒　４．９２７メートルの地点
５の地点　４の地点から６３度５６分４７秒　４．９０９メートルの地点
６の地点　５の地点から６２度５６分３３秒　４．８９１メートルの地点
７の地点　６の地点から６１度４６分２４秒　４．８７４メートルの地点
８の地点　７の地点から６０度４６分５６秒　２．３８７メートルの地点
９の地点　８の地点から６０度０６分２０秒　２．４７２メートルの地点
１０の地点　９の地点から５８度５９分５２秒　４．８５６メートルの地点
１１の地点　１０の地点から５７度３４分５９秒　４．８５６メートルの地点
１２の地点　１１の地点から５６度１７分０７秒　３．８５２メートルの地点
１３の地点　１２の地点から５５度３３分０１秒　１．００４メートルの地点
１４の地点　１３の地点から５４度４２分５８秒　４．８５６メートルの地点
１５の地点　１４の地点から５３度１６分１８秒　４．８５６メートルの地点
１６の地点　１５の地点から５１度４６分１５秒　５．３２０メートルの地点
１７の地点　１６の地点から５０度２２分０４秒　４．３９９メートルの地点
１８の地点　１７の地点から４９度０９分４７秒　４．８８０メートルの地点
１９の地点　１８の地点から４８度０３分４１秒　４．８９９メートルの地点
２０の地点　１９の地点から４７度０９分０４秒　４．９１７メートルの地点
２１の地点　２０の地点から４６度２３分４６秒　４．９３４メートルの地点
２２の地点　２１の地点から４５度５０分３４秒　４．９５２メートルの地点
２３の地点　２２の地点から４５度２６分５４秒　４．９６９メートルの地点
２４の地点　２３の地点から４５度１３分５１秒　５．９６５メートルの地点
２５の地点　２４の地点から４５度１１分２９秒　４．０２３メートルの地点
２６の地点　２５の地点から４５度１１分２６秒　２０．０００メートルの地点
２７の地点　２６の地点から４５度１１分１８秒　１９．９９９メートルの地点
２８の地点　２７の地点から４５度１１分２０秒　１６．２９７メートルの地点
２９の地点　２８の地点から４５度１０分３１秒　３．６９７メートルの地点
３０の地点　２９の地点から４５度００分００秒　４．９７２メートルの地点
３１の地点　３０の地点から４４度３７分２５秒　４．９５０メートルの地点
３２の地点　３１の地点から４４度００分１８秒　４．９２７メートルの地点
３３の地点　３２の地点から４３度０９分５７秒　４．９０４メートルの地点
３４の地点　３３の地点から４２度０６分０９秒　４．８８２メートルの地点
３５の地点　３４の地点から４０度４９分４０秒　４．８５９メートルの地点
３６の地点　３５の地点から３９度０５分３６秒　６．０８８メートルの地点
３７の地点　３６の地点から３７度２２分２６秒　３．５７０メートルの地点
３８の地点　３７の地点から３５度４７分５１秒　４．８１９メートルの地点
３９の地点　３８の地点から３４度０１分２３秒　４．８２０メートルの地点
４０の地点　３９の地点から３２度１３分３３秒　４．８１９メートルの地点
４１の地点　４０の地点から３０度２５分３９秒　４．８２０メートルの地点

４２の地点　４１の地点から２８度３９分１８秒　４．８１９メートルの地点
４３の地点　４２の地点から２６度５１分０８秒　４．８２０メートルの地点
４４の地点　４３の地点から２５度３３分３６秒　２．０６５メートルの地点
４５の地点　４４の地点から２４度４１分４３秒　２．７５５メートルの地点
４６の地点　４５の地点から２３度１６分０２秒　４．８２０メートルの地点
４７の地点　４６の地点から２１度２８分５３秒　４．８２０メートルの地点
４８の地点　４７の地点から１９度４１分２６秒　４．８２０メートルの地点
４９の地点　４８の地点から１７度５３分５０秒　４．８１９メートルの地点
５０の地点　４９の地点から１６度０６分５５秒　４．８２０メートルの地点
５１の地点　５０の地点から１４度１９分０８秒　４．８２０メートルの地点
５２の地点　５１の地点から１２度５２分５８秒　２．８７９メートルの地点
５３の地点　５２の地点から１２度００分１５秒　１．９４２メートルの地点
５４の地点　５３の地点から１０度５０分１９秒　４．８３９メートルの地点
５５の地点　５４の地点から９度２２分２４秒　４．８６３メートルの地点
５６の地点　５５の地点から８度０６分２５秒　４．８８６メートルの地点
５７の地点　５６の地点から７度０４分５４秒　４．９０７メートルの地点
５８の地点　５７の地点から６度１６分３４秒　４．９３１メートルの地点
５９の地点　５８の地点から５度４１分２４秒　４．９５２メートルの地点
６０の地点　５９の地点から５度２０分２２秒　４．９７６メートルの地点
６１の地点　６０の地点から５度１２分４９秒　２．９８２メートルの地点
６２の地点　６１の地点から５度１１分１２秒　２．０１３メートルの地点
６３の地点　６２の地点から５度１１分２０秒　２．８７５メートルの地点
６４の地点　６３の地点から５度１２分２４秒　２．１２７メートルの地点
６５の地点　６４の地点から５度１６分２３秒　５．０１６メートルの地点
６６の地点　６５の地点から５度３１分４２秒　５．０３４メートルの地点
６７の地点　６６の地点から５度５７分１２秒　５．０５２メートルの地点
６８の地点　６７の地点から６度３４分１１秒　５．０６９メートルの地点
６９の地点　６８の地点から７度２０分２４秒　５．０８８メートルの地点
７０の地点　６９の地点から８度１８分４０秒　５．１０６メートルの地点
７１の地点　７０の地点から９度２６分１２秒　５．１２３メートルの地点
７２の地点　７１の地点から１０度４５分０９秒　５．１４０メートルの地点
７３の地点　７２の地点から１１度５５分００秒　２．９６４メートルの地点
７４の地点　７３の地点から１２度４１分３５秒　２．１９４メートルの地点
７５の地点　７４の地点から１３度４９分３４秒　５．１５９メートルの地点
７６の地点　７５の地点から１５度２５分１４秒　５．１６０メートルの地点
７７の地点　７６の地点から１７度００分２０秒　５．１６０メートルの地点
７８の地点　７７の地点から１８度３６分００秒　５．１６１メートルの地点
７９の地点　７８の地点から２０度１２分１８秒　５．１６０メートルの地点
８０の地点　７９の地点から２１度４６分５８秒　５．１６０メートルの地点
８１の地点　８０の地点から２３度２２分３０秒　５．１５９メートルの地点
８２の地点　８１の地点から２４度５７分５７秒　５．１６０メートルの地点
８３の地点　８２の地点から２６度３３分３６秒　５．１６０メートルの地点
８４の地点　８３の地点から２８度０９分３４秒　５．１６０メートルの地点
８５の地点　８４の地点から２９度４６分０３秒　５．３５６メートルの地点
８６の地点　８５の地点から３１度２１分５６秒　４．９６４メートルの地点
８７の地点　８６の地点から３２度５５分１２秒　５．１５９メートルの地点
８８の地点　８７の地点から３４度３１分１８秒　５．１６０メートルの地点
８９の地点　８８の地点から３６度０６分２９秒　５．１６０メートルの地点
９０の地点　８９の地点から３７度４２分３４秒　５．１６０メートルの地点
９１の地点　９０の地点から３９度１６分５７秒　５．１６０メートルの地点
９２の地点　９１の地点から４０度５２分５５秒　５．１６０メートルの地点
９３の地点　９２の地点から４２度２８分４５秒　５．１６１メートルの地点
９４の地点　９３の地点から４４度０３分５６秒　５．１５９メートルの地点
９５の地点　９４の地点から４５度４０分０３秒　５．１６０メートルの地点
９６の地点　９５の地点から４７度１４分４６秒　５．１６０メートルの地点
９７の地点　９６の地点から４８度２６分１１秒　２．５８３メートルの地点
９８の地点　９７の地点から４９度１４分１３秒　２．５７５メートルの地点
９９の地点　９８の地点から５０度２０分０３秒　５．１４２メートルの地点
１００の地点　９９の地点から５１度４０分１９秒　５．１２４メートルの地点
１０１の地点　１００の地点から５２度４８分２５秒　５．１０７メートルの地点
１０２の地点　１０１の地点から５３度４７分３２秒　５．０８９メートルの地点
１０３の地点　１０２の地点から５４度３４分３６秒　５．０７１メートルの地点
３６２の地点　１０３の地点から１４４度５５分１８秒　１７．６５１メートルの地点

（二工区）

次の地点のうち、３６２の地点と１０３の地点とを直線で結んだ線、１０３の地点から２２６の地点までを順次直線で結んだ線、２２６の地点とＦ６の地点及び２９１の地点とを直線で結んだ線並びに２９１の地点と３６２の地点とを結ぶ平成２５年秋

分の日の満潮位（ＤＬ＋３．８４メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

３６２の地点　基点から４４度０８分５３秒　３３３４．７１２メートルの地点
１０３の地点　３６２の地点から３２４度５５分１８秒　１７．６５１メートルの地点
１０４の地点　１０３の地点から５５度１２分１１秒　５．０５４メートルの地点
１０５の地点　１０４の地点から５５度３８分２７秒　５．０３６メートルの地点
１０６の地点　１０５の地点から５５度５４分３９秒　５．０１７メートルの地点
１０７の地点　１０６の地点から５５度５９分３５秒　２．５０７メートルの地点
１０８の地点　１０７の地点から５６度００分１６秒　２．４９７メートルの地点
１０９の地点　１０８の地点から５６度００分１７秒　１９．９９９メートルの地点
１１０の地点　１０９の地点から５６度００分２５秒　８．７０３メートルの地点
１１１の地点　１１０の地点から５５度５８分２６秒　６．２８９メートルの地点
１１２の地点　１１１の地点から５５度５１分１４秒　４．９８３メートルの地点
１１３の地点　１１２の地点から５５度３６分４７秒　４．９７２メートルの地点
１１４の地点　１１３の地点から５５度１８分０４秒　４．９６３メートルの地点
１１５の地点　１１４の地点から５４度５２分５５秒　４．９５３メートルの地点
１１６の地点　１１５の地点から５４度２０分４２秒　４．９４３メートルの地点
１１７の地点　１１６の地点から５３度４３分３０秒　４．９３２メートルの地点
１１８の地点　１１７の地点から５３度０１分０２秒　４．７７１メートルの地点
１１９の地点　１１８の地点から５２度１３分０９秒　５．０７０メートルの地点
１２０の地点　１１９の地点から５１度２２分５５秒　４．９１７メートルの地点
１２１の地点　１２０の地点から５０度３４分１３秒　４．９１７メートルの地点
１２２の地点　１２１の地点から４９度５６分２３秒　２．６２０メートルの地点
１２３の地点　１２２の地点から４９度３１分０４秒　２．２９８メートルの地点
１２４の地点　１２３の地点から４８度５５分５７秒　４．９１８メートルの地点
１２５の地点　１２４の地点から４８度０６分５７秒　４．９１７メートルの地点
１２６の地点　１２５の地点から４７度１４分５３秒　５．３９０メートルの地点
１２７の地点　１２６の地点から４６度２６分５２秒　４．４５０メートルの地点
１２８の地点　１２７の地点から４５度４５分２１秒　４．９３２メートルの地点
１２９の地点　１２８の地点から４５度０７分５２秒　４．９４１メートルの地点
１３０の地点　１２９の地点から４４度２２分５８秒　９．９１４メートルの地点
１３１の地点　１３０の地点から４３度４３分１８秒　９．９５３メートルの地点
１３２の地点　１３１の地点から４３度２７分４５秒　６．６１５メートルの地点
１３３の地点　１３２の地点から４３度２６分０２秒　１３．３７７メートルの地点
１３４の地点　１３３の地点から４３度２６分１７秒　１９．９９９メートルの地点
１３５の地点　１３４の地点から４３度２６分０９秒　２０．０００メートルの地点
１３６の地点　１３５の地点から４３度２６分０９秒　２０．０００メートルの地点
１３７の地点　１３６の地点から４３度２６分３１秒　４．４７３メートルの地点
１３８の地点　１３７の地点から４３度２３分５７秒　５．５１８メートルの地点
１３９の地点　１３８の地点から４３度１４分５８秒　４．９７７メートルの地点
１４０の地点　１３９の地点から４２度５６分３２秒　４．９６３メートルの地点
１４１の地点　１４０の地点から４２度３０分０７秒　４．９４８メートルの地点
１４２の地点　１４１の地点から４１度５５分０８秒　４．９３４メートルの地点
１４３の地点　１４２の地点から４１度１０分３４秒　４．９２０メートルの地点
１４４の地点　１４３の地点から４０度１８分０８秒　４．９０４メートルの地点
１４５の地点　１４４の地点から３９度１７分２８秒　４．８９１メートルの地点
１４６の地点　１４５の地点から３８度０７分１３秒　４．８７６メートルの地点
１４７の地点　１４６の地点から３６度５３分５６秒　４．３５０メートルの地点
１４８の地点　１４７の地点から３５度２９分２６秒　５．３６７メートルの地点
１４９の地点　１４８の地点から３３度５８分０６秒　４．８５６メートルの地点
１５０の地点　１４９の地点から３２度３２分１７秒　４．８５６メートルの地点
１５１の地点　１５０の地点から３１度０３分５５秒　５．２２１メートルの地点
１５２の地点　１５１の地点から２９度３６分４９秒　４．４９１メートルの地点
１５３の地点　１５２の地点から２８度１４分３６秒　４．８５６メートルの地点
１５４の地点　１５３の地点から２６度４９分２５秒　４．８５５メートルの地点
１５５の地点　１５４の地点から２５度２２分２１秒　４．８５６メートルの地点
１５６の地点　１５５の地点から２４度３０分０４秒　１．２４２メートルの地点
１５７の地点　１５６の地点から２３度４６分５１秒　３．６１８メートルの地点
１５８の地点　１５７の地点から２２度３７分４４秒　４．８７３メートルの地点
１５９の地点　１５８の地点から２１度２７分１１秒　４．８８９メートルの地点
１６０の地点　１５９の地点から２０度２４分０５秒　４．９０３メートルの地点
１６１の地点　１６０の地点から１９度３１分２０秒　４．９１７メートルの地点

１６２の地点　１６１の地点から１８度４５分３０秒　４．９３２メートルの地点
１６３の地点　１６２の地点から１８度０９分１０秒　４．９４６メートルの地点
１６４の地点　１６３の地点から１７度４１分２３秒　４．９６０メートルの地点
１６５の地点　１６６の地点から１７度２１分１２秒　４．９７５メートルの地点
１６６の地点　１６５の地点から１７度１０分４８秒　６．２６７メートルの地点
１６７の地点　１６６の地点から１７度０８分０４秒　１３．０９８メートルの地点
１６８の地点　１６７の地点から１７度０９分２４秒　０．６２４メートルの地点
１６９の地点　１６８の地点から１７度０９分５４秒　５．００８メートルの地点
１７０の地点　１６９の地点から１７度２０分０６秒　５．０２４メートルの地点
１７１の地点　１７０の地点から１７度３７分５８秒　５．０３８メートルの地点
１７２の地点　１７１の地点から１８度０４分４８秒　５．０５２メートルの地点
１７３の地点　１７２の地点から１８度４０分２９秒　５．０６６メートルの地点
１７４の地点　１７３の地点から１９度２４分４３秒　５．０８２メートルの地点
１７５の地点　１７４の地点から２０度１６分５１秒　５．０９５メートルの地点
１７６の地点　１７５の地点から２１度１８分４３秒　５．１０９メートルの地点
１７７の地点　１７６の地点から２２度２７分４２秒　５．１２５メートルの地点
１７８の地点　１７７の地点から２３度４１分５０秒　４．４９６メートルの地点
１７９の地点　１７８の地点から２５度０６分２８秒　５．７８６メートルの地点
１８０の地点　１７９の地点から２６度３７分１１秒　５．１４４メートルの地点
１８１の地点　１８０の地点から２８度０３分１７秒　５．１４３メートルの地点
１８２の地点　１８１の地点から２９度２９分０７秒　５．１４４メートルの地点
１８３の地点　１８２の地点から３０度５５分５９秒　５．１４４メートルの地点
１８４の地点　１８３の地点から３２度２１分０９秒　５．１４５メートルの地点
１８５の地点　１８４の地点から３３度４６分５８秒　５．１４３メートルの地点
１８６の地点　１８５の地点から３５度１３分３２秒　５．１４４メートルの地点
１８７の地点　１８６の地点から３６度３８分４２秒　５．１４４メートルの地点
１８８の地点　１８７の地点から３８度０５分０３秒　５．１４４メートルの地点
１８９の地点　１８８の地点から３９度３１分０３秒　５．１４４メートルの地点
１９０の地点　１８９の地点から４０度５３分３９秒　４．７１１メートルの地点
１９１の地点　１９０の地点から４２度１７分３３秒　５．５６８メートルの地点
１９２の地点　１９１の地点から４３度３７分５３秒　５．１２２メートルの地点
１９３の地点　１９２の地点から４４度４５分４３秒　５．１０７メートルの地点
１９４の地点　１９３の地点から４５度４４分５３秒　５．０９２メートルの地点
１９５の地点　１９４の地点から４６度３６分１４秒　５．０７８メートルの地点
１９６の地点　１９５の地点から４７度１７分４９秒　５．０６３メートルの地点
１９７の地点　１９６の地点から４７度５２分２５秒　５．０４９メートルの地点
１９８の地点　１９７の地点から４８度１６分３６秒　５．０３５メートルの地点
１９９の地点　１９８の地点から４８度３３分１１秒　５．０２０メートルの地点
２００の地点　１９９の地点から４８度４１分０６秒　５．００６メートルの地点
２０１の地点　２００の地点から４８度４２分２７秒　２０．０００メートルの地点
２０２の地点　２０１の地点から４８度４２分２６秒　１１．１８８メートルの地点
２０３の地点　２０２の地点から４７度４７分２６秒　８．７７３メートルの地点
２０４の地点　２０３の地点から４７度１７分４７秒　４．９４１メートルの地点
２０５の地点　２０４の地点から４６度３５分００秒　４．９１３メートルの地点
２０６の地点　２０５の地点から４５度３７分１９秒　４．８８６メートルの地点
２０７の地点　２０６の地点から４４度２３分５８秒　４．８５８メートルの地点
２０８の地点　２０７の地点から４２度５１分３５秒　４．８２８メートルの地点
２０９の地点　２０８の地点から４１度２６分２９秒　３．５４３メートルの地点
２１０の地点　２０９の地点から４０度１９分５５秒　６．０４７メートルの地点
２１１の地点　２１０の地点から３８度１１分０８秒　４．７９１メートルの地点
２１２の地点　２１１の地点から３６度１５分５３秒　４．７９１メートルの地点
２１３の地点　２１２の地点から３４度２１分３６秒　４．７９１メートルの地点
２１４の地点　２１３の地点から３２度２７分１０秒　４．７９１メートルの地点
２１５の地点　２１４の地点から３０度４３分１４秒　３．８３９メートルの地点
２１６の地点　２１５の地点から２９度４７分５０秒　０．９５２メートルの地点
２１７の地点　２１６の地点から２８度３７分４６秒　４．７９２メートルの地点
２１８の地点　２１７の地点から２６度４３分１３秒　４．７９１メートルの地点
２１９の地点　２１８の地点から２４度４８分１９秒　４．７９１メートルの地点
２２０の地点　２１９の地点から２２度５４分３５秒　４．７９１メートルの地点
２２１の地点　２２０の地点から２０度５９分０３秒　４．７９２メートルの地点
２２２の地点　２２１の地点から１９度１２分３３秒　４．１４３メートルの地点
２２３の地点　２２２の地点から１８度０７分５９秒　５．４５９メートルの地点
２２４の地点　２２３の地点から１６度２２分５８秒　４．８３９メートルの地点
２２５の地点　２２４の地点から１５度０２分０７秒　４．８６９メートルの地点
２２６の地点　２２５の地点から１３度５５分０１秒　０．２３３メートルの地点

Ｆ６の地点　２２６の地点から１３９度２９分１３秒　２１．１３２メートルの地点
２９１の地点　Ｆ６の地点から１３９度２９分１９秒　２０．９７１メートルの地点

（三工区）

次の地点のうち、２９１の地点とＦ６の地点及び２２６の地点とを直線で結んだ線、２２６の地点から２５１の地点までを順次直線で結んだ線、２５１の地点と２５２の地点、２５３の地点、２５４の地点及び２５５の地点とを直線で結んだ線並びに２５５の地点と２９１の地点とを結ぶ平成２５年秋分の日の満潮位（ＤＬ＋３．８４メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

２９１の地点　基点から４３度３２分００秒　４０１５．７２１メートルの地点
Ｆ６の地点　２９１の地点から３１９度２９分１９秒　２０．９７１メートルの地点
２２６の地点　Ｆ６の地点から３１９度２９分１３秒　２１．１３２メートルの地点
２２７の地点　２２６の地点から１３度５５分１２秒　４．６６４メートルの地点
２２８の地点　２２７の地点から１３度０３分３６秒　４．９２５メートルの地点
２２９の地点　２２８の地点から１２度２６分４１秒　４．９５１メートルの地点
２３０の地点　２２９の地点から１２度０４分４８秒　６．８００メートルの地点
２３１の地点　２３０の地点から１１度１３分１３秒　１３．１７７メートルの地点
２３２の地点　２３１の地点から１１度１３分１８秒　１９．９９９メートルの地点
２３３の地点　２３２の地点から１１度１３分２４秒　１５．６７６メートルの地点
２３４の地点　２３３の地点から１１度１７分５９秒　４．３４８メートルの地点
２３５の地点　２３４の地点から１１度５０分３２秒　５．０８７メートルの地点
２３６の地点　２３５の地点から１３度０１分３８秒　５．１５１メートルの地点
２３７の地点　２３６の地点から１４度５０分３７秒　５．２１５メートルの地点
２３８の地点　２３７の地点から１７度１７分４２秒　５．２７８メートルの地点
２３９の地点　２３８の地点から２０度２３分２１秒　５．３４２メートルの地点
２４０の地点　２３９の地点から２４度０６分３２秒　５．４０６メートルの地点
２４１の地点　２４０の地点から２７度３９分３７秒　３．５８０メートルの地点
２４２の地点　２４１の地点から３０度００分１８秒　１．８８６メートルの地点
２４３の地点　２４２の地点から３３度１２分１０秒　５．４７８メートルの地点
２４４の地点　２４３の地点から３７度５９分１３秒　５．４７９メートルの地点
２４５の地点　２４４の地点から４２度４５分０５秒　５．４７９メートルの地点
２４６の地点　２４５の地点から４７度３１分４８秒　５．４７８メートルの地点
２４７の地点　２４６の地点から５２度１８分１４秒　５．４７９メートルの地点
２４８の地点　２４７の地点から５４度４１分３８秒　１６．６５０メートルの地点
２４９の地点　２４８の地点から５４度４１分３１秒　６．１２０メートルの地点
２５０の地点　２４９の地点から５４度４１分３８秒　２０．２７９メートルの地点
２５１の地点　２５０の地点から２１度４０分４６秒　２７．４９５メートルの地点
２５２の地点　２５１の地点から１１１度４３分３０秒　８．０６２メートルの地点
２５３の地点　２５２の地点から１１１度４３分１２秒　１１．１２５メートルの地点
２５４の地点　２５３の地点から１１１度４３分１５秒　５．０１５メートルの地点
２５５の地点　２５４の地点から１１１度４３分２９秒　５．１３０メートルの地点

（３）　面積

（一工区）　９，７８３．３３平方メートル
（二工区）　１３，７８７．６８平方メートル
（三工区）　１０，５２８．０５平方メートル
（合計）　３４，０９９．０６平方メートル

４　埋立てに関する工事の施行区域

（１）　位置

葦北郡芦北町大字井牟田字椋野２３２の３及び２１６の３並びにこれらの区域に介在する道路及び水路に隣接する道路の地内、同町大字井牟田字椋野２３３の２、２３２の２、２３１の５、２３１の２、２２０の１、２１６の１及び２１６の４並びにこれらの区域に介在する道路、水路及び無番地の地内、同町大字井牟田字野崎８３の４に隣接する道路の地内、同町大字井牟田字野崎８３の７、８３の３、１８２の１、１８１及び１８１に隣接する無番地の地内、同町大字井牟田字野崎１８０の１、１７８の２、１７８の１、１６８の１及び１６５の２並びにこれらの区域に介在する道路の

地内、同町大字井牟田字野崎１５２の１、１５２の２、１３１の３、１３１の１、１３０及び１２９並びにこれらの区域に介在する道路及び水路に隣接する道路の地内、同町大字井牟田字野崎１２９、１１７の１、１１７の２、１１８の２、１１８の３、１１８の１及び１１８の４の地内、同町大字井牟田字野崎１１８の４に隣接する道路の地内、八代市二見洲口町字トヤノ脇８７１の２、８７１の１、又８７５、８７５の１、８７７の１、８７８の３、８７３の５、８７８の１、８８３の１、又８８４、８８６の２、８８７の１、８８８の１、８８９の１、９０３の２及び８８９の２並びにこれらの区域に介在する道路及び水路に隣接する道路の地内、同町字トヤノ脇８８９の２、９０７の４、９１３の４及び８１４の５の地内並びに同町字明神田９７７の２、９７９の２、９８１の２、９８３の２、９８５の２、９８７の２、９８８の２、９８９の１、９９０の１、９９２の１、１００７、１００８の１、１００９の１、１０１１の２、１０１２の１、１０４３の２、１０４６の２、１０４７の２、１０５３の２、１０５４、１０５８の３、１０５７、１０６０、１０６１の２、１０６４の１、１０６５の１及び１０６６の１並びにこれらの区域に介在する道路及び水路の地内並びにこれらの地先の公有水面

（２）　区域

次の１の地点から３８の地点までを順次直線で結んだ線及び３８の地点と１の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

１の地点　基点から４５度３４分２４秒　２８３１．３８０メートルの地点
２の地点　１の地点から３３６度２０分４２秒　１１２．５０５メートルの地点
３の地点　２の地点から３６度５８分１０秒　１３５６．５３１メートルの地点
４の地点　３の地点から１１１度４０分５１秒　８５．２６８メートルの地点
５の地点　４の地点から２０７度４９分２６秒　３２．６３２メートルの地点
６の地点　５の地点から２０４度５０分４０秒　２６．９２８メートルの地点
７の地点　６の地点から１９５度１４分４５秒　４９．１７９メートルの地点
８の地点　７の地点から１９７度５６分０４秒　１３．５７８メートルの地点
９の地点　８の地点から２０３度１１分００秒　３４．９２０メートルの地点
１０の地点　９の地点から２０６度４９分２３秒　３６．４６２メートルの地点
１１の地点　１０の地点から２１６度２６分５０秒　３７．０８６メートルの地点
１２の地点　１１の地点から１７３度２２分０２秒　２０．２２４メートルの地点
１３の地点　１２の地点から２２８度３１分４１秒　１１５．０５７メートルの地点
１４の地点　１３の地点から２２５度５２分４３秒　５７．１３３メートルの地点
１５の地点　１４の地点から２１９度０８分５８秒　１６．１７０メートルの地点
１６の地点　１５の地点から２１４度３８分２５秒　４２．４２４メートルの地点
１７の地点　１６の地点から２０２度２１分０２秒　９４．７４３メートルの地点
１８の地点　１７の地点から１９６度０４分２０秒　３９．４７３メートルの地点
１９の地点　１８の地点から２００度２３分４４秒　４３．７２２メートルの地点
２０の地点　１９の地点から２１１度１４分５７秒　１０．０８８メートルの地点
２１の地点　２０の地点から２４８度１７分２９秒　１３．３０１メートルの地点
２２の地点　２１の地点から２１３度１６分１０秒　３２．６１０メートルの地点
２３の地点　２２の地点から２２７度２２分０６秒　７１．０８３メートルの地点
２４の地点　２３の地点から２３２度５０分２３秒　１０５．８７１メートルの地点
２５の地点　２４の地点から２３８度３１分３１秒　６２．０５６メートルの地点
２６の地点　２５の地点から２２９度２４分３１秒　５４．１１６メートルの地点
２７の地点　２６の地点から２１４度００分０３秒　４２．６６４メートルの地点
２８の地点　２７の地点から２０２度０１分５７秒　１５．２００メートルの地点
２９の地点　２８の地点から１９３度１１分４８秒　３９．４４９メートルの地点
３０の地点　２９の地点から１６１度１２分１５秒　４４．０２９メートルの地点
３１の地点　３０の地点から１８５度００分０７秒　３３．３３０メートルの地点
３２の地点　３１の地点から２０７度１０分４９秒　１８．０３７メートルの地点
３３の地点　３２の地点から２１７度４１分２７秒　２５．７７８メートルの地点
３４の地点　３３の地点から２１５度５４分２２秒　３３．９７９メートルの地点
３５の地点　３４の地点から２０６度０６分５９秒　４９．１１５メートルの地点
３６の地点　３５の地点から２５１度２６分４５秒　２６．８７９メートルの地点
３７の地点　３６の地点から２２６度３２分０８秒　７６．２３９メートルの地点
３８の地点　３７の地点から２４４度１４分４０秒　２７．３８１メートルの地点

（３）　面積

１８１，７２７．３５平方メートル

５　埋立地の用途

道路用地及び緑地用地

熊本県告示第８６１号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町四丁字宮前５０９番から５１１番まで、６０１番１
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮前５０９番から５１１番まで・６０１番１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第８６２号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町柳字見繕１３５番４、１３７番３、１３７番４、字宇土１３８番５、１３８番６、１３９番４２から１３９番４６まで
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第８６３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町菅字井川谷７３２番１、７３３番２、７３４番、７３２番２（次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井川谷７３２番２（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第８６４号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字葛野４３４番１
２　指定の目的　水源の涵（かん）養
３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

熊本県公告第４３６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字原水字向原９２３番１及び同９２３番２
　１、３７２．９５平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町１０番地
　千里殖産株式会社

熊本県公告第４３７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町新山一丁目３１９０番１１、同３１９０番１２及び里道の一部
　２，１１９．５４平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目２番１８号
　有限会社　ナイトウコーポレーション

熊本県公告第４３８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字辛川字中屋敷１１２８番２
　４４５．９７平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　福岡県福岡市中央区大宮二丁目４番５－４０４号
　中田　文博

熊本県公告第４３９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３において準用する同法第３３条第３項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第１８９条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　所在の不分明な者の氏名
　冨田　信悦、古閑　ヤスエ、古閑　辰次郎、工藤　忠平、原口　寅七、冨田　静子、冨田　直、冨田　甚平、酒井　勘作、富田　八藏、髙田　權八
２　通知の趣旨
　(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
　(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成２６年７月２５日付け熊本県告示第７６４号による。

熊本県公告第４４０号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	平成２６年７月３１日から平成２６年１２月１９日まで	荒尾市全域

熊本県公告第４４１号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１）　名称

県営住宅、県営改良住宅、共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）

（２）　所在地

熊本市、荒尾市、水俣市、宇土市、合志市及び菊池郡菊陽町

（３）　施設の規模等

ア　敷地面積　７２６，７５７．０６平方メートル

イ　建物延床面積　５３３，０９９．５７平方メートル

（４）　施設の概要

団地数４２、管理戸数８，５３０戸（平成２６年８月１日現在）

２　指定管理者が行う業務

（１）　入居者の公募に関する業務

（２）　入居者への指導及び連絡に関する業務

（３）　県営住宅等の明渡し手続に関する業務

（４）　県営住宅等の維持及び修繕に関する業務

（５）　駐車場の管理に関する業務

（６）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が県営住宅等の管理上必要と認める業務

３　指定管理者の指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

４　参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）　県内に事業所を有すること。

（３）　熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。

（４）　労働者災害補償保険に加入していること。

（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（６）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（７）　賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

（８）　賃貸住宅を１，０００戸以上管理していること。

（９）　賃貸住宅の管理の経験を３年以上有していること。

（１０）　１級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。

（１１）　住宅の管理を受託しながら、責務を十分に果たせなかった事例がないこと。

５　申請の手続

（１）　申請書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書

イ　熊本県営住宅指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ　定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書類

キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（当該県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県営住宅等の管理運営業務に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類で、国土交通省策定の共同企業体運用準則における特定建設工事共同企業体協定書（甲型）に準じて作成したもの）
（ウ）　賃貸住宅管理実績申立書
（エ）　１級建築士の資格を証明する書類の写し及びその者が常勤で在籍することを証する書類
（オ）　支店等で申請する場合は、熊本県営住宅の管理運営に関する協定を締結できる権利能力を有することを証する書類
（カ）　「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書

（２）　申請書の提出先
熊本県土木部建築住宅局住宅課管理班（県庁行政棟本館１２階）
郵便番号８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号０９６－３３３－２５５０
ファックス番号０９６－３８４－５４７２

（３）　提出期間
平成２６年９月５日（金）から平成２６年９月２９日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

（４）　提出部数
正本１部、副本１０部

6　指定管理候補者の選定
平成２６年１０月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において選定する。
なお、選考委員会では、各委員が県の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

7　募集要項の配布
５の（２）に定める場所で、平成２６年８月２９日（金）から平成２６年９月２９日（月）までの間に配布する。

8　説明会
（１）　日時
平成２６年９月４日（木）午後２時から
（２）　場所
県庁行政棟本館１１階　土木部会議室
（３）　その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を５の（２）に定める提出先へ所定の様式によりあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書等の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
イ　申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ　申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ　申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
オ　その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写することがある。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）に基づく開示の請求により開示することがある。

１０　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、県営住宅等の管理運営に係る経費とする。
（４）　問合せ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第４４２号

熊本市に事務所を置く小白土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　　名	住　　所
退任		
理事	中川　正則	熊本市西区河内町白浜９９４番地
理事	工藤　信也	玉名市天水町小天８９７番地
理事	横田　博文	熊本市西区河内町白浜９１６番地
理事	村上　成人	熊本市西区河内町白浜２０６８番地
理事	上野　広春	熊本市西区河内町白浜５番地
理事	岩下　一也	玉名市天水町小天２７８番地２
理事	中村　亘	玉名市天水町小天２３２番地
理事	藤野　正治	玉名市天水町小天６５４０番地
監事	上野　敏弘	玉名市天水町小天９３０６番地
監事	山本　泉	玉名市天水町小天６６６０番地
監事	坂口　照光	熊本市西区河内町白浜２４３番地１
監事	小﨑　英明	熊本市西区河内町白浜８８４番地
就任		
理事	中村　亘	玉名市天水町小天２３２番地
理事	横田　博文	熊本市西区河内町白浜９１６番地
理事	工藤　信也	玉名市天水町小天８９７番地
理事	池田　栄	玉名市天水町小天７５９番地１
理事	山口　義春	玉名市天水町小天８０５２番地１
理事	小﨑　泰成	熊本市西区河内町白浜９番地
理事	坂本　隆	熊本市西区河内町白浜２００１番地
理事	村上　成人	熊本市西区河内町白浜２０６８番地
監事	小﨑　英明	熊本市西区河内町白浜８８４番地
監事	上野　広春	熊本市西区河内町白浜５番地
監事	岩下　一也	玉名市天水町小天２７８番地２
監事	井上　澄雄	玉名市天水町小天１９９６番地

熊本県公告第４４３号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　　名	住　　所
退任		
理事	平岡　　昇	玉名郡南関町大字関下９３７番地２
理事	島﨑　敏裕	玉名郡南関町大字関村９９４番地
理事	仁田原　帝	玉名郡南関町大字久重７６４番地２
理事	井上　裕光	玉名郡南関町大字上長田９８６番地２
理事	田中　造酒藏	玉名郡南関町大字小原１３４４番地
理事	酒見　　喬	玉名郡南関町大字肥猪１７４２番地１
理事	米澤　熊夫	玉名郡南関町大字下坂下２２４７番地
理事	竹島　久利	玉名郡南関町大字下坂下１３３２番地
理事	上原　久好	玉名郡南関町大字四ツ原２２４１番地３
理事	上田　数吉	玉名郡南関町大字関下１９１３番地
監事	大佐古　武	玉名郡南関町大字関下２７７番地
監事	末竹　信雄	玉名郡南関町大字上長田３８１番地

監事	浦田　　訓	玉名郡南関町大字豊永７５８番地
就任		
理事	平岡　　昇	玉名郡南関町大字関下９３７番地２
理事	島﨑　敏裕	玉名郡南関町大字関村９９４番地
理事	末竹　信雄	玉名郡南関町大字上長田３８１番地
理事	松本　泰典	玉名郡南関町大字今４９９番地
理事	酒見　　喬	玉名郡南関町大字肥猪１７４２番地１
理事	菅原　一幸	玉名郡南関町大字相谷１９１７番地
理事	竹島　久利	玉名郡南関町大字下坂下１３３２番地
理事	打越　智明	玉名郡南関町大字下坂下２１３１番地１
理事	坂口　　正	玉名郡南関町大字四ツ原１５５８番地
理事	佐藤　安彦	玉名郡南関町大字関町１２０５番地
監事	大佐古　武	玉名郡南関町大字関下２７７番地
監事	松原　藤太	玉名郡南関町大字高久野２０３番地
監事	上田　俊治	玉名郡南関町大字豊永２１３２番地１

熊本県公告第４４４号

山鹿市に事務所を置く菊鹿町土地改良区の役員が次のとおり就任及び退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　　名	住　　所
退任		
理事	井上　久則	山鹿市菊鹿町下永野１２３５番地２
理事	有働　國廣	山鹿市菊鹿町太田４７１番地
理事	菊川　秋義	山鹿市菊鹿町松尾２１６４番地
理事	丸山　博史	山鹿市菊鹿町池永４５２番地
理事	田中　公廣	山鹿市菊鹿町木野３１６３番地
理事	古家　博幸	山鹿市菊鹿町矢谷９１番地
理事	松本　英亮	山鹿市菊鹿町上内田４７４番地
理事	一法師　悟	山鹿市菊鹿町長２２８６番地
監事	田代　孝	山鹿市菊鹿町木野２７１番地
監事	児玉　馨志	山鹿市菊鹿町相良１１２番地
就任		
理事	小林　博臣	山鹿市菊鹿町上永野５４９番地４
理事	横田　憲一	山鹿市菊鹿町五郎丸１８３番地
理事	丸山　一幸	山鹿市菊鹿町池永４４８番地
理事	金森　眞也	山鹿市菊鹿町木野３３９６番地
理事	小松　等	山鹿市菊鹿町松尾５８５番地３
理事	古家　公晴	山鹿市菊鹿町上内田１６８１番地
理事	藤原　秀一	山鹿市菊鹿町上内田１３５６番地
理事	栗原　次博	山鹿市菊鹿町山内２４２番地３
監事	竹下　徹秋	山鹿市菊鹿町下永野１１６７番地
監事	東　寛孝	山鹿市菊鹿町上内田４６６８番地１

熊本県公告第４４５号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２６年８月２９日から同年９月１１日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
中本　秀典	熊本市西区上代三丁目	玉名市田崎字一本松８３５番４９ 他６筆

２　申請年月日
平成２６年８月１４日

熊本県公告第４４６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字府内１３５０番１、同１３５１番、同１３５２番、同１３５３番及び同１３５６番
３，２４８．３４平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区京塚本町４８番３４号
株式会社環境都市開発

熊本県公告第４４７号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４８条第１４項の規定により公開による意見の聴取を行うので、同条第１５項の規定により次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　意見の聴取の期日
平成２６年９月４日　午後２時

２　意見の聴取の場所
上益城郡嘉島町鯰２８２０番地　嘉島町公民館近隣公園分館大会議室

３　許可しようとする建築物の建築の計画
(1)　申請者
株式会社クリクラ南九州
(2)　申請地
上益城郡嘉島町大字上島字幸八２００５番３他４筆
(3)　用途地域
第二種中高層住居専用地域
(4)　建築物の用途
工場（ミネラルウォーター精製工場）
(5)　工事種別
用途変更
(6)　構造
鉄筋コンクリート造
(7)　階数
３階
(8)　床面積
１３６４．２３平方メートル（用途変更部分は、１６４．６６平方メートル）

熊本県公告第４４８号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1)　名称
熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）
(2)　所在地
水俣市明神町５５番１号
(3)　施設の規模等
ア　敷地面積　３０，００７平方メートル
イ　主な建物　環境センター（鉄筋コンクリート２階建て、延床面積１，６５５平方メートル）

(4)　施設の概要
情報プラザ、エコ・ステージ、環境シアター、学習ルーム、会議室等
2　指定管理者が行う業務
(1)　環境センターの施設及び設備の維持及び修繕（保守点検、植栽管理、清掃、警備及び修繕）に関する業務
(2)　前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定期間
平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで
4　参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
(2)　熊本県内に事業所を有すること。
(3)　熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
(4)　労働者災害補償保険に加入していること。
(5)　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(7)　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
(1)　申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
(ｱ)　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(ｲ)　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
(ｱ)　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(ｲ)　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
(ｳ)　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面
(ｴ)　熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
(2)　申請書の提出先
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁行政棟新館５階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２２６６（直通）
(3)　提出期間
平成２６年９月２２日（月）から平成２６年９月２９日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後５時１５分までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
(4)　提出部数
２部（正本及びその写し）
6　指定管理候補者の選定
平成２６年１０月上旬又は中旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
7　募集要項の交付

平成２６年８月２９日（金）から平成２６年９月２９日（月）までの間に、５の(2)に掲げる場所で交付する。

８　現地説明会

(1)　日時

平成２６年９月１０日（水）午後１時３０分から

(2)　場所

熊本県環境センター　会議室

(3)　説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の(2)の提出先にあらかじめ連絡すること。

９　留意事項

(1)　次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　申請書の提出方法、提出先又は提出期限を守らなかったとき。

イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ　申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ　その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

(2)　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

(3)　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

１０　その他

(1)　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2)　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

１１　問合せ先

５の(2)に同じ。

熊本県公告第４４９号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（３級基準点測量及び３級水準測量）	平成２６年８月１８日から平成２６年１２月２２日まで	熊本市南区城南町

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第２５号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党熊本県全管協ちんたい支部	本島　祐	横井　一臣	熊本県熊本市中央区辛島町4－35
その他の政治団体	岩田とも子tomoの会	岩田　智子	松田　道雄	熊本県熊本市中央区九品寺1丁目11－4熊本県教育会館3F
その他の政治団体	熊本県産業・資源循環政治連盟	大野　羊逸	松島　章	熊本県熊本市東区上南部2丁目1番113号
その他の政治団体	くまもと自然党甲佐会	北野　雄二	井芹　宏幸	熊本県上益城郡甲佐町船津1970
その他の政治団体	くまもとの未来を考える会(福永洋一後援会)	福永　洋一	坂本　昭	熊本県熊本市北区武蔵ケ丘6丁目3－30

その他の政治団体	日本共産党 やまべひろし後援会	阪本　深	古澤　京子	熊本県熊本市北区 武蔵ケ丘1－10－1
その他の政治団体	古川まこと後援会	古川　實	松本　雄一	熊本県菊池郡菊陽町 津久礼868番地5号
その他の政治団体	松岡ゆずる後援会	松岡　譲	歌丸　光典	熊本県菊池市 七城町水次1420
その他の政治団体	光永くにやす後援会	光永　邦保	光永　季子	熊本県熊本市東区 東町4－17－3－204
その他の政治団体	光永邦保とともに 熊本市の未来を考える会	光永　邦保	光永　季子	熊本県熊本市東区 東町4－17－3－204
その他の政治団体	宮原雄一後援会	高木　久芳	宮原　清美	熊本県宇土市恵塚町281
その他の政治団体	山下慶一郎後援会	伊藤　泉	松永　豊美	熊本県荒尾市荒尾 4160－277－507

熊本県選挙管理委員会告示第２６号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第７条第１項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	自由民主党産山村支部	代表者の氏名	市原　正文	佐藤　敬助
政党の支部	自由民主党菊陽町支部	主たる事務所の所在地	熊本県菊池郡菊陽町 辛川1284	熊本県菊池郡菊陽町 原水464
		代表者の氏名	大塚　昇	佐藤　竜巳
政党の支部	自由民主党球磨村支部	会計責任者の氏名	内布　利人	川口　貞則
政党の支部	自由民主党 熊本県宅建支部	代表者の氏名	橋本　博司	中尾　寿孝
		会計責任者の氏名	横溝　礼司	林田　幸子
政党の支部	自由民主党 熊本県農業団体支部	会計責任者の氏名	山本　浩二	原　勝則
政党の支部	自由民主党 熊本県薬剤師支部	会計責任者の氏名	神田　晴生	羽山　悦子
政党の支部	自由民主党水俣市支部	会計責任者の氏名	谷口　明弘	高岡　利治
その他の政治団体	阿蘇郡市医師連盟	代表者の氏名	上村　晋一	平田　智美
その他の政治団体	荒木睦子後援会	代表者の氏名	平方　義之	島永　邦生
その他の政治団体	井手のぶお後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 西区沖新町829－2	熊本県熊本市 沖新町4228
その他の政治団体	内野幸喜後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名郡長洲町 清源寺393－1	熊本県玉名郡長洲町 清源寺外浜512
その他の政治団体	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市 隈府913－6	熊本県菊池市野間口 字前田1011－1
		会計責任者の氏名	小川　公雄	村山　重則
その他の政治団体	江口克郎と共に宇城市の 新しい明日を創る会	代表者の氏名	井川　幸人	江口　亀生
		会計責任者の氏名	岡松　里志	岩崎　致
その他の政治団体	北本将幸後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市中 1080番地1－1003号	熊本県玉名市中 1068－1
		会計責任者の氏名	北本　利恵	北本　節代
その他の政治団体	吉瀬浩一郎後援会	会計責任者の氏名	吉野　みさと	吉瀬　みさと
その他の政治団体	楠本千秋後援会	代表者の氏名	水本　続	新田　勉
その他の政治団体	熊本県 鍼灸マッサージ師連盟	会計責任者の氏名	岩本　真也	小山　完史

その他の政治団体	熊本県知的障がい者施設協会政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県上益城郡御船町小坂2140－1	熊本県下益城郡美里町栗崎564
		代表者の氏名	最上　太一郎	武元　典雅
		会計責任者の氏名	山﨑　雅之	松本　保孝
その他の政治団体	熊本県農業者政治連盟	会計責任者の氏名	山本　浩二	原　勝則
その他の政治団体	熊本県藤井基之薬剤師後援会	会計責任者の氏名	神田　晴生	羽山　悦子
その他の政治団体	熊本県不動産政治連盟	代表者の氏名	橋本　博司	中尾　寿孝
		会計責任者の氏名	小田　栄一	齊藤　隆
その他の政治団体	熊本県山田としお後援会	会計責任者の氏名	山本　浩二	原　勝則
その他の政治団体	幸福実現党宇城後援会	会計責任者の氏名	薄井　剛	田原　千代子
その他の政治団体	国際勝共連合熊本県本部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区尾ノ上2－9－21－A144	熊本県熊本市尾ノ上2－9－21－A144
その他の政治団体	下川寛後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区尾ノ上1丁目41－5	熊本県熊本市京塚本町4－21
その他の政治団体	清風会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区植木町轟468	熊本県鹿本郡植木町轟468
その他の政治団体	髙野洋介後援会	代表者の氏名	岡田　康	中田　末蔵
その他の政治団体	長野敏也後援会	主たる事務所の所在地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野270－2	熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽2025－1
その他の政治団体	中村幸治後援会	主たる事務所の所在地	熊本県水俣市山手町2－4－5	熊本県水俣市昭和町2丁目4番20号
		代表者の氏名	渕上　光生	勝目　公治
その他の政治団体	中村三千人後援会	主たる事務所の所在地	熊本県天草市新和町小宮地1376	熊本県天草市新和町小宮地5207－108
		代表者の氏名	新木　富雄	鶴田　安雄
その他の政治団体	馬場せいし後援会	会計責任者の氏名	林田　真美	浅田　幸人
その他の政治団体	福田ともあき後援会	代表者の氏名	柴尾　秋博	大本　公
		会計責任者の氏名	井田　善信	柴尾　秋博
その他の政治団体	松野信夫後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区京町1－10－8	熊本県熊本市西区春日7丁目29－12
その他の政治団体	YKZC肥後党	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区榎町24－22	熊本県上益城郡甲佐町船津1970
		代表者の氏名	岩永　幸二	北野　雄二
その他の政治団体の支部	熊本県薬剤師連盟	会計責任者の氏名	神田　晴生	羽山　悦子

熊本県選挙管理委員会告示第２７号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	日本維新の会熊本県総支部	松野　頼久	平井　誠一郎	熊本県熊本市中央区坪井4－7－5
政党の支部	日本維新の会衆議院熊本県第1選挙区支部	松野　頼久	大塚　信弥	熊本県熊本市中央区坪井4－7－5
その他の政治団体	井つねひろ後援会	中島　久徳	井　威夫	熊本県阿蘇市内牧1159－2
その他の政治団体	金田俊二とまちづくりを進める会	金田　俊二	永田　祐一	熊本県菊池郡大津町大津1572－11
その他の政治団体	唐杉純夫後援会	唐杉　純夫	唐杉　孝子	熊本県玉名郡南関町関下1054
その他の政治団体	かわはらいずみ後援会	甲斐原　正孝	中川　弘	熊本県上益城郡嘉島町北甘木1310

その他の政治団体	くまもとの未来を考える会 (福永洋一後援会)	福永　　洋一	坂本　　昭	熊本県熊本市 武蔵ケ丘6丁目3－30
その他の政治団体	島﨑英樹後援会　大樹の会	島﨑　　英樹	島﨑　　幸子	熊本県玉名郡南関町 関村1009番地
その他の政治団体	田中しげる後援会	西村　　健児	田中　　享子	熊本県八代市 郡築一番町208－5

熊本県選挙管理委員会告示第２８号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第２項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
福永　　洋一	市議会議員	くまもとの未来を考える会 (福永洋一後援会)	熊本県熊本市北区 武蔵ケ丘6丁目3－30	福永　　洋一
古川　　實	町長	古川まこと後援会	熊本県菊池郡菊陽町 津久礼868番地5号	古川　　實

熊本県選挙管理委員会告示第２９号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
江頭　　実	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市 隈府913－6	熊本県菊池市野間口 字前田1011－1

熊本県選挙管理委員会告示第３０号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２６年８月２９日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
金田　　俊二	町議会議員	金田俊二と まちづくりを進める会	熊本県菊池郡大津町 大津1572－11	金田　　俊二
福永　　洋一	市議会議員	くまもとの未来を考える会 (福永洋一後援会)	熊本県熊本市 武蔵ケ丘6丁目3－30	福永　　洋一

熊本県教育委員会公告第１７号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条の規定により、次のとおり公告する。

平成２６年８月２９日

熊本県教育長　田崎　龍一

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
　熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
　ア　教育用コンピュータ　　３１５セット
　イ　その他周辺機器及びソフトウェア
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県教育庁教育政策課広報情報班
　郵便番号８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
３　落札者を決定した日
　平成２６年７月１５日
４　落札者の名称及び住所
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
　熊本市中央区水道町８－６
５　落札金額（月額）
　９２７，７２０円（うち消費税及び地方消費税の額６８，７２０円）
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　入札公告日
　平成２６年６月３日

熊本県公安委員会規則第９号

熊本県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成２６年８月２１日

熊本県公安委員会委員長　山本　隆生

熊本県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

熊本県警察国有物品管理規則（昭和３９年熊本県公安委員会規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第２条の見出しを「（管理の機関）」に改め、同条中「職員の無償使用する物品」を「職員に物品」に改め、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

熊本県警察本部長（以下「本部長」という。）は、物品を管理するものとする。

第１１条第２項中「備品」を「重要物品及び備品」に改める。

第１２条（見出しを含む。）中「返戻（れい）」を「返戻」に改める。

第１４条の見出しを「（供用換）」に改め、同条第１項中「供用換え」を「供用換」に、「物品の供用換書」を「物品供用換書」に改め、同条第２項中「供用換え」を「供用換」に改め、同条第３項中「供用換え」を「供用換」に、「並びに」を「及び」に改める。

第２１条の見出し中「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条中「物品管理職員」を「物品出納員」に、「ともに記名、押印し」を「共に記名押印し」に改め、同条ただし書中「引き継ぎの手続き」を「引継ぎの手続」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、物品供用員が交替した場合について準用する。この場合において、同項中「物品出納簿」とあるのは、「物品供用簿」と読み替えるものとする。

様式第１号から様式第４号までを次のように改める。

様式第１号（第８条関係）

物品保管委託書

第　　号
年　月　日

本部長 支出負担行為担当官 物品管理官	物品出納員					
	物品供用員					所属名

次のとおり保管委託をしてよろしいか。

分類Ⅰ	分類Ⅱ	細分類

品目	規格	数量	保管委託先
			1　所在地
			2　保管委託先

保管委託期間	自　年　月　日 至　年　月　日	保管委託理由	

保管委託条件

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第２号（第９条関係）

物品不用決定書

第　　号 年　月　日					
本部長 契約等担当職員 物品管理官	物品出納員				

次のとおり不用の決定（売払解体廃棄）を　請求
通知
命令　する

分類Ⅰ	分類Ⅱ	細分類

品目	規格	数量	摘要

理由

売払	時期	場所	その他必要な事項

解体	理由	時期	処理	その他必要な事項

廃棄	理由	その他必要な事項

物品管理簿登記済		物品供用簿登記済	
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第３号（第９条関係）

物　品　修　繕　（改造）書

第　　号				年　月　日		
本　部　長 契約等担当職員 物　品　管　理　官	物品出納員					
	物品供用員					請　求 所属名

次のとおり修繕(改造)を 請求 通知 命令 する。

分　類　Ⅰ	分　類　Ⅱ	細　分　類

品　目	規　格	数　量	所要時期	摘　要

修繕(改造)理由		修繕(改造)条件	
修繕(改造)内容			
契　約　者　名			
契約年月日		契　約　金　額	

物品管理簿登記済		物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞	年　月　日	㊞

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第４号（第１０条関係）

物　品　供　用　書

第　　号					年　月　日	
本部長 物品管理官	物品出納員					
	物品供用員					請求 所属名

次のとおり供用をしてよろしいか。
命ずる。

分類Ⅰ	分類Ⅱ	細分類

品目	規格	単位	数量	摘要

供用目的

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		領収印
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞	

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第５号中「物品保管書（備品）」を「物品保管書」に、「分類Ⅱ　警察庁」

「装備用品
用品」を「分類Ⅱ　　」に改める。

」　　」

様式第６号及び様式第７号を次のように改める。

様式第６号（第１３条関係）

物　品　返　納　書

第　　号					年　月　日	
本部長 物品管理官	物品出納員					
	物品供用員					請求 所属名

次のとおり返納をさせてよろしいか。
命ずる。

分類Ⅰ	分類Ⅱ	細分類

品目	規格	単位	数量	摘要

返納理由

物品の現況

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第７号（第１４条関係）

物　品　供　用　換　書

第　　号					年　月　日	
本　部　長 物品管理官	物品出納員					
	物品供用員					払　出 所属名
	物品供用員					受　入 所属名

次のとおり供用換をしてよろしいか。
命ずる。

分　類　Ⅰ	分　類　Ⅱ	細　分　類

品　目	規　格	単位	数　量	摘　要

供用換の理由

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年　月　日	㊞	年　月　日	㊞

備考　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

様式第９号を次のように改める。

様式第９号（第１８条関係）

検　　査　　書

第　　号
年　　月　　日

殿

検査員　　㊞

立会人　　㊞

熊本県警察国有物品管理規則第１７条第１項の規定により、次の者について検査したところ、　　物品管理をしているものと認める。

所　　属　　名

物品管理職員
官　職　氏　名

管　理　期　間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

交替検査

所　　属　　名

前任物品管理職員
官　職　氏　名

管　理　期　間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

後任物品管理職員
官　職　氏　名

備考　１　交替の場合には、前任者の官職氏名及びその管理期間を明示すること。
　　２　この用紙の寸法はＡ列４番とする。

附　則
この規則は、平成２６年９月１日から施行する。

熊鑑公告第３１３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成２６年８月２１日

熊本県警察本部長　田中　勝也

１　落札に係る名称
　熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県警察本部刑事部鑑識課　熊本市水前寺六丁目１８番１号
３　落札を決定した日
　平成２６年７月１７日
４　落札者の氏名及び住所
　株式会社　ＪＥＣＣ
　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
５　落札金額
　５，５０８，０００円（うち消費税及び地方消費税の額４０８，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続き
　一般競争入札
７　一般競争入札の公告を行った日
　平成２６年５月２３日